

平成二十一年六月二日受領
答弁第四四七号

内閣衆質一七一第四四七号

平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるいわゆる居酒屋タクシー問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるいわゆる居酒屋タクシー問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省において把握している範囲では、同省の職員が同省の予算を用いてタクシーを利用した際に、当該タクシーの運転手から金品の提供を受けたことで国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）に違反した事例はなく、処分を行った事例はない。